令和３年１月

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

新型コロナウイルス感染発生時の入所施設・居住系事業所の初動対応　職員が陽性の場合

１　施設内での感染拡大防止のための初動対応

1. 施設内の消毒を行う。

②　陽性確定職員の最終出勤日の翌日から１４日間（ウイルスの潜伏期間）は，食堂等共有スペースを利用せず，食事等も自室内で行う。

③　発症日（無症状の場合はPCR検査の検体採取日とする。以下同じ。）の２週間前以降（２週間前以降が難しければ１週間前以降）に接触していた職員及び入所者をリストアップし，有症状者を洗い出す。【感染源及び感染拡大の確認】

　※　同一日に同一空間で業務従事又はサービス利用していた場合は，接触があったものと取り扱う。

④　有症状又は発症日の２日前以降に接触していた職員及び入所者は，陽性確定職員の最終出勤日の翌日から１４日間自宅（自室）待機し，健康観察を行う。【濃厚接触者特定】

※　介護ケア推進課から管理者等の責任者に電話連絡できるように，連絡体制を確保しておく。

　⑤　職員がユニットやフロアを跨いで移動しないよう，勤務するユニットやフロアを，日によって変えずに固定する。感染区域と清潔区域を分け，それぞれの区域の職員が交わらないようにする。

⑥　接触の有無に関わらず，施設職員及び入所者は，外出や会議・イベントへの参加等を自粛する。

⑦　陽性確定職員に感染が疑われる症状の出現以降に，施設職員又は入所者に接触した医師・歯科医師，居

宅介護支援事業所の介護支援専門員，地域包括支援センター職員等を洗い出す。

⑧　通所,訪問系サービス事業所を併設している場合は，陽性者との接触状況により，休業等について検討

する。※　併設事業所の休業については，法令等に規定はなく，最終的に事業者判断となる。

⑨　入所者の健康観察を行い，入所者に発熱や咳などの症状が出た場合は，かかりつけ医，または「きょう

と新型コロナ医療相談センター（電話：４１４－５４８７）」へ相談する。

２　関係機関への情報提供

1. 医療衛生企画課による疫学調査等に協力する。

②　介護ケア推進課に「高齢者施設及び介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染等発生連絡票」をメールで送信する。

③　入所者及び家族に連絡するとともに，入所者の往診医療機関の医師・歯科医師に連絡して説明する。

　④　【介護保険施設・指定事業所以外の施設のみ】入所者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡して説明し，次のことへの協力を依頼する。

・陽性確定職員に感染が疑われる症状の出現以降に，自身が施設職員又は入所者に接触していないかを確認すること。

・介護サービスや施設職員による支援等の要否を検討すること。⇒３へ

　　・入所者のサービス提供を行っている介護サービス事業所に連絡して事情を説明すること。

３　施設職員による支援や介護サービス等の要否の検討

①　（居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し，）全ての入所者について，特に介護保険施設・指定事業所以外の施設においては，セルフケア，家族や親族の介護力，インフォーマルサービスの利用などの可能性や，施設職員による支援や介護サービス再開の必要性を検討する。

②　感染拡大・クラスター発生防止の観点から，新たな接触者を増やさないよう，施設職員による支援や介護サービス等を一時的に利用せず，当面，生活を維持できると判断される入所者（陽性者と接触があった入所者に限る。）には，陽性確定職員の最終出勤日の翌日から１４日間は，施設職員による支援や介護サービス等を利用せずに自室待機していてもらうように要請する。

③　支援が必要な入所者（②が不可の場合）については，陽性確定利用者及び濃厚接触者を含め，（居宅介護支援事業所の介護支援専門員と調整のうえ，）施設において必要な支援を行う。その際は，支援の回数及び時間を必要最小限にするとともに，「職員は固定する」「最後に訪問する」「感染防護具を着用する」等の対応を行う。

④　施設において必要な支援を実施できない場合は，同一法人内をはじめ，他の介護サービス事業所・施設に協力を要請する。（日頃から有事の際の応援体制を整えておくことが必要）

※　感染拡大・クラスター発生防止の観点からは，新たな接触者を増やさないよう，他の介護サービス事業所・施設の職員の関与を最小限に抑える必要があることに留意する。

令和３年１月

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

新型コロナウイルス感染発生時の入所施設・居住系事業所の初動対応　入所者が陽性の場合

１　施設内での感染拡大防止のための初動対応

①　施設内の消毒を行う。

②　陽性確定入所者の最終在所日の翌日から１４日間（ウイルスの潜伏期間）は，食堂等共有スペースを利用せず，食事等も自室内で行う。

③　発症日（無症状の場合はPCR検査の検体採取日とする。以下同じ。）の２週間前以降（２週間前以降が難しければ１週間前以降）に接触していた職員及び入所者をリストアップし，有症状者を洗い出す。【感染源及び感染拡大の確認】

　※　同一日に同一空間で業務従事又はサービス利用していた場合は，接触があったものと取り扱う。

④　有症状又は発症日の２日前以降に接触していた職員及び入所者は，陽性確定入所者の最終在所日の翌日から１４日間自宅（自室）待機し，健康観察を行う。【濃厚接触者特定】

　※　介護ケア推進課から管理者等の責任者に電話連絡できるように，連絡体制を確保しておく。

⑤　職員がユニットやフロアを跨いで移動しないよう，勤務するユニットやフロアを，日によって変えずに固定する。感染区域と清潔区域を分け，それぞれの区域の職員が交わらないようにする。

　⑥　接触の有無に関わらず，施設職員及び入所者は，外出や会議・イベントへの参加等を自粛する。

⑦　陽性確定入所者に感染が疑われる症状の出現以降に，施設職員又は入所者に接触した医師・歯科医師，居宅介護支援事業所の介護支援専門員，地域包括支援センター職員等を洗い出す。

⑧　通所系，訪問系サービス事業所を併設している場合は，陽性者との接触状況により，休業等について検

討する。※　併設事業所の休業については，法令等に規定はなく，最終的に事業者判断となる。

⑨　入所者の健康観察を行い，入所者に発熱や咳などの症状が出た場合は，かかりつけ医，または「きょう

と新型コロナ医療相談センター（電話：４１４－５４８７）」へ相談する。

２　関係機関への情報提供

①　医療衛生企画課による疫学調査等に協力する。

② 介護ケア推進課に「高齢者施設及び介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染等発生連絡票」をメールで送信する。

③　入所者及び家族に連絡するとともに，入所者の往診医療機関の医師・歯科医師に連絡し，説明する。

　④　【介護保険施設・指定事業所以外の施設のみ】入所者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡して説明し，次のことへの協力を依頼する。

　　・　陽性確定入所者に感染が疑われる症状の出現以降に，自身が施設職員又は入所者に接触していないかを確認すること。

　　・　介護サービスや施設職員による支援等の要否を検討すること。⇒３へ

　　・　入所者のサービス提供を行っている介護サービス事業所に連絡して事情を説明すること。

３　施設職員による支援や介護サービス等の要否の検討

①　（居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し，）全ての入所者について，特に介護保険施設・指定事業所以外の施設においては，セルフケア，家族や親族の介護力，インフォーマルサービスの利用などの可能性やや，施設職員による支援や介護サービス再開の必要性を検討する。

②　感染拡大・クラスター発生防止の観点から，新たな接触者を増やさないよう，施設職員による支援や介護サービス等を一時的に利用せず，当面，生活を維持できると判断される入所者（陽性者と接触があった入所者に限る。）には，陽性確定入所者の最終在所日の翌日から１４日間は，施設職員による支援や介護サービス等を利用せずに自室待機してもらうよう要請する。

1. 支援が必要な入所者（②が不可の場合）については，陽性確定利用者及び濃厚接触者を含め，（居宅介護支援事業所の介護支援専門員と調整のうえ，）施設において必要な支援を行う。その際は，支援の回数及び時間を必要最小限にするとともに，「職員は固定する」「最後に訪問する」「感染防護具を着用する」等の対応を行う。

④　施設において必要な支援を実施できない場合は，同一法人内をはじめ，他の介護サービス事業所・施設に協力を要請する。（日頃から有事の際の応援体制を整えておくことが必要）

※　感染拡大・クラスター発生防止の観点からは，新たな接触者を増やさないよう，他の介護サービス事業所・施設の職員の関与を最小限に抑える必要があることに留意する。